

子ども・子育て支援事業計画策定における「教育・保育提供区域の設定」について（案）

説明資料 1

		子ども・子育て支援事業計画における「教育・保育提供区域の設定」	提供区域の考え方
教育・保育施設		4区域	中学校区・小学校区をベースに市を「北西地区」「北東地区」「南西地区」「南東地区」の4区分に分けする。
地域子ども・子育て支援事業			
1	利用者支援事業（新規）	市内全域（1区域）	新規事業であり国において事業内容を検討中であるが、射水市では子育て支援センターの活用等を想定していることから、市内全域を1区域として設定する。
2	地域子育て支援拠点事業	市内全域（1区域）	市内全域に12箇所の子育て支援センターを設置しており、利用者の大半が自家用車での移動であり、学校区等に関係なく利用できるため市内全域を1区域として設定する。
3	妊婦健康診査	市内全域（1区域）	妊娠届出を提出した市内の妊婦に妊娠一般健康診断票を交付し、妊婦健診を県内の産婦人科の病院等で受診するものであることから、市内全域を1区域として設定する。
4	乳児家庭全戸訪問事業	市内全域（1区域）	市内に住民票のある生後4か月までの乳児を対象に訪問を実施していることから、市内全域を1区域として設定する。
5	養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	市内全域（1区域）	必要世帯・児童に対応しているため、市内全域を1区域として設定する。
6	子育て短期支援事業	市内全域（1区域）	現在、事業を実施していないこと及び需要に応じて地域的バランスも考慮して実施を検討することから、市内全域を1区域として設定する。
7	ファミリー・サポート・センター事業	市内全域（1区域）	市内全域で協力会員、依頼会員の登録があり、総合的に実施していくものであることから市内全域を1区域として設定する。
8	一時預かり事業	4区域	教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の区域設定に合わせる。
9	延長保育事業（時間外保育）	4区域	教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の区域設定に合わせる。
10	病児保育事業	市内全域（1区域）	現在、1施設で実施しており、需要に応じて地域的バランスも考慮して実施を検討することから、市内全域を1区域として設定する。
11	放課後児童健全育成事業	小学校区域	各小学校区に設置することとしており、子どもの安全面からもそれぞれの小学校の余裕教室や敷地を優先して施設整備を行っているため小学校区で設定する。
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）	国の審議状況を踏まえ検討予定	—
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）	国の審議状況を踏まえ検討予定	—